

# 自動車リサイクル法が スタートします！

すべての自動車所有者の皆さま方には

2004年末頃から実施予定

- 1.リサイクル料金のご負担(前払い方式)
  - 2.使用済自動車の引取業者への引渡し
- の2点についてご理解とご協力をお願いします。

## 自動車リサイクル法が必要なわけは？

廃棄物の最終処分場が  
残り少ないため※  
シュレッダーダスト  
を減らすことが必要



※自動車解体・破砕処理  
した後に残るゴミ

新たな環境課題  
への対応

オゾン層の破壊・地球温暖化等



カーエアコンのフロン類  
エアバッグ類への対応

不法投棄  
不適正処理の防止



以上の理由からです。



みんなでクルマの  
リサイクルを進めよう！



経済産業省  
環境省

# すべての自動車所有者の皆さまへの2つのお願い

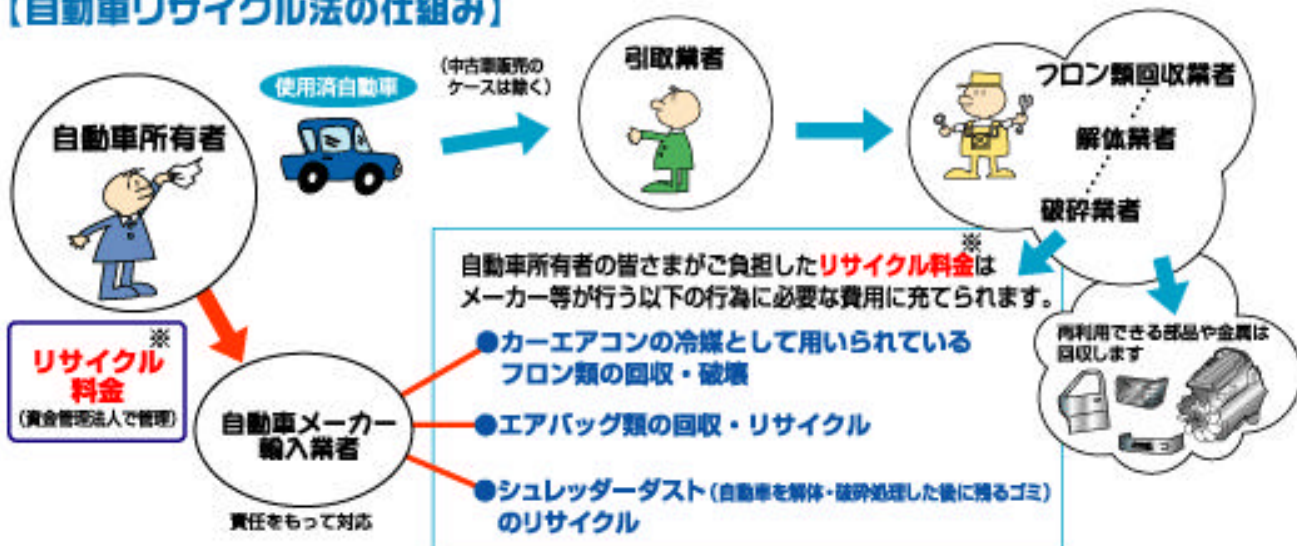
## 1. リサイクル料金のご負担

- 自動車リサイクル法は2004年末頃から実施予定
- 料金は原則、**新車購入時**に 
- 既に販売されている車については、**制度スタート後の最初の車検時**までに  支払っていただくことになります。  
(自動車の登録・車検時に支払いの確認がなされます。)
- リサイクル料金の具体的な額はメーカー・輸入業者が検討中ですが、車ごとに明示されることになります。  
※ご負担いただいたリサイクル料金は必要な時まで第三者機関として国が指定する「資金管理法人」にて高い透明性と公開性のもとに安全確実に管理されます。

## 2. 使用済自動車の引取業者への引渡し

- 使用済となった自動車は、自治体に登録された引取業者（新車・中古車ディーラー、整備業者、解体業者などを想定）に引渡していただくこととなります。使用済自動車は、自動車リサイクル法のもとできちんとリサイクルされます。

### 【自動車リサイクル法の仕組み】



注) 自動車リサイクル法では原則全ての車種の四輪自動車が対象となります。(トラック・バス等の大型車、商用車等を含む。)

#### ●お問い合わせ先

経済産業省 自動車課 TEL:03-3501-1690  
環境省 自動車リサイクル対策室 TEL:03-5501-3153

R100

このちらしの用紙は、エコマーク認定の古紙配合率100%の再生紙です。